

平成30年度 防災保守第11号 映像設備点検保守委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、映像設備点検保守業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

2 前項の規定により甲が支払う委託料の支払額の内訳については、次のとおりとする。

年 度	区 分	金 額
平成30年度	4月分～3月分	金 円
平成31年度	4月分～3月分	金 円

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（委託業務の処理方法）

第5条 委託業務の対象となる機器（以下「機器」という。）は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、別紙1の委託業務実施要領（以下「要領」という。）により、機器が常に良好な動作状態を保つように定期点検を行うとともに、甲から故障発生のお知らせを受けた場合は、直ちに修理調整を行わなければならない。

3 甲は、必要に応じ検査員を派遣して前項の処理の検査を行うものとする。

4 本業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする（※代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。）。

（保守従事者）

第6条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の従業員のうちから委託業務に従事する者（以下「保守従事者」という。）を選任し、その者の経歴書を甲に提出し、甲の承諾を受けなければならない。

2 乙は、非常災害時の故障発生に備え、保守従事者の連絡先を明確にしなければならない。（保守材料及び保守工具等）

第7条 委託業務に使用する材料及び部品は、当該設備に支障を生じないものでなければならない。

2 前項の材料及び部品は、乙の負担とする。ただし、当該設備の修理に関する費用負担については、別記1のとおりとする。

3 乙は、委託業務に使用する保守用工具を備えるものとし、設備に附属している甲の所有する保守工具を使用するときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、委託業務に使用する保守用測定器類を備えるものとし、甲の所有する保守用測定器類を使用するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(定期保守の実施計画表の提出)

第8条 乙は、定期保守の実施計画表を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の実施計画表を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 乙は、前項の規定により、委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、一部再委託申請書を甲に提出してその承認を得なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書(以下「成果品等」という。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前号の規定による成果品等として、点検保守業務報告書を取りまとめ、速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

4 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前3項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

5 第3項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第13条 乙は、甲から前条第3項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 乙が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除するものとする。

ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

4 甲は、前3項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その損害の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第18条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

3 前項の成果品の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果物を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

4 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

（費用の負担）

第19条 第7条第2項に規定するもののほか、この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 1日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記 1

修理に関する費用負担

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）によるもの	○	
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		○
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの	○	
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの	○	
乙の管理瑕疵によるもの		○
上記以外のもの	甲乙協議による	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第 5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第 8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 1

委託業務実施要領

1 適用

この要領は、映像設備点検保守業務に適用する。

2 点検保守業務の内容

点検保守業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 定期点検（年 1 回）

別紙 2 の委託対象機器を対象に、別紙 3 の点検項目及び点検内容に従い、定期的に点検を行う。

(2) 臨時点検

機器の故障が発生し又は発生する恐れがある場合には、乙は速やかに現地に出向き、故障修理、予防措置等を行い、故障の原因及び処置について報告書を作成し、甲に提出する。

3 保守サービス

ビデオ会議装置、多地点接続サーバ、エンドポイントソフトウェア及びレコーディングサーバについては、ソニービジネスソリューション株式会社が提供する次のサポートサービスを適用すること。

名 称	型 式
ビデオ会議システムサポートサービス	PCS-X80R-1YM
50ライセンス用多地点接続サーバ保守	PCS-VCS50SP
エンドポイント用保守パッケージ	PCS-EP10SP（30ライセンス分）

4 点検保守時の注意

- (1) 点検に当たっては、甲と緊密な連絡を取り、熟練した技術者により機器本来の性能を十分発揮できるように行うこと。
- (2) 当該機器を設置している県庁統制局等は常時運用状態にあるため、点検保守に際して他の装置の運用に障害とならないように十分に注意すること。

5 書類の提出

(1) 実施工程表

定期点検を実施する 2 週間前までに提出し、承認を得ること。

(2) 長期休暇時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時には、事前に緊急連絡先及び体制表等を提出すること。

別紙2 委託対象機器

1 災害対策用映像情報システム

(1) 県庁統制局

区分	機器名	型名	数量
映像ソース部	コンポジットAVマトリクススイッチャ	SW-3000AV	1
	BDレコーダ		1
	HD-SDIマトリクススイッチャー	ISX-3232	1
	ビデオスイッチャー	MCS-8M	1
	同期信号発生器	LT-4400	1
	モニタ	BT-LH2170	1
	HD OFDM変調器	MR3000X	2
	A/Dアップコンバータ	VAC-300	3
	D/Aダウンコンバータ	VDC-200	1
	その他		1
映像編集部	映像記録装置	XDS-1000	1
	編集装置端末	RexceedLT250	1
	その他		1

(2) 災害対策本部総合対策部室

区分	機器名	型名	数量
表示部	プラズマテレビ		2
	その他		1
操作部	タッチパネル(10.4TFT)	特注	1
	AV制御インターフェイス	特注	1
	接続盤、外部入力パネル	特注	1
	主電源ユニット	SRP-D2000	1
	その他		1
音響部	ワイヤレスチューナ	WT-892H	1
	ミキシングアンプ	PS-M600P	1
	主電源ユニット	SRP-D2000	3
	その他		1
映像ソース部	コンポジットAVマトリクススイッチャ	SW-3000AV	1
	RGBマトリクススイッチャ	RGBS-3216	1
	同期マトリクススイッチャ	SYS-3216	1
	マルチスキャンコンバータ	MWP-2140	2
	デジタル4分割ユニット	SW-D400	2
	デジタルビデオビューア	HV-700SX	1
	地図カメラ(レンズ等含む)	DXC-390	1
	ドームカメラ	TK-S576	1
その他		1	

(3) 災害対策本部会議室

区分	機器名	型名	数量
表示部	マルチビデオプロジェクタ	VPL-PX31	2
	その他		1
操作部	タッチパネル(10.4TFT)	特注	1
	AV制御インターフェイス	特注	1
	接続盤	特注	1
	VTR	HM-DR10000	1
	主電源ユニット	SRP-D2000	1
	その他		1
音響部	ワイヤレスチューナ(4波)	WT-894H	1
	ミキシングアンプ	PS-M600P	1
	主電源ユニット	SRP-D2000	1
	その他		1
映像ソース部	コンポジットAVマトリクススイッチャ	SW-3000AV	1
	RGBマトリクススイッチャ	RGBS-3204	1
	同期マトリクススイッチャ	SYS-3204	1
	機器制御インターフェイス	特注	1
	カラービデオカメラ	SV2010,EL-TV214W	2
	その他		1

(4) 県庁講堂

区分	機器名	型名	数量
映像伝送装置	光変復調器	OPTR-22R-MPX	1
	その他		1

(5) 県庁無線室

区分	機器名	型名	数量
映像伝送装置	八木型空中線		1
	無線LAN ODU(AP)		1
	無線LAN IDU(AP)		1
	IPデコーダ	IP-900	1
	その他		1

2 テレビ会議システム

(1) 県庁統制局

区分	機器名	型名	数量
映像伝送装置	ミーティングサーバ	PCS-VCS50SET	1
	レコーディングサーバ	PCS-RS1SET	1
	専用固定端末	PCS-XG80	1
	その他		1

(2) 災害対策本部会議室

区分	機器名	型名	数量
テレビ会議システム	専用固定端末	PCS-XG80	1
	その他		1

(3) 知事公舎

区分	機器名	型名	数量
テレビ会議システム	専用固定端末	PCS-XG80	1
	液晶テレビ	KDL-55HX750	3
	ミキサー	WR-XS3	1
	4chパワーアンプ	WP-C104	1
	エコーキャンセリングマイク(4個1組)	PCSA-A7P4	1
	ビデオエクステンダ(HDMI-LAN)	HDC-TH100-A,HDC-RH100-A	1
	ビデオエクステンダ(RGB-LAN)	MV-XRTx(A),AK600DP-AR	1
	その他		1

別紙3 点検項目及び点検内容

1 災害対策用映像情報システム

(1) 県庁統制局

区分	機器名	点検内容
映像ソース部	分配器	清掃、動作確認
	変換器	清掃、動作確認
	コンポジットAVマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	BDレコーダ	消耗部品の点検
	HD-SDIマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	ビデオスイッチャー	清掃、動作確認
	同期信号発生器	清掃、動作確認
	モニタ	清掃、動作確認
	HD OFDM変調器	清掃、動作確認
	A/Dアップコンバータ	清掃、動作確認
	D/Aダウンコンバータ	清掃、動作確認
	ヘリテレ映像確認	ヘリテレ映像系統等確認
	移動カメラ映像確認	移動カメラ映像系統等確認
	衛星デジタル映像確認	衛星デジタル映像系統等確認
	県議会映像確認	県議会CATV映像系統等確認
その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等	
映像編集部	映像記録装置	録画動作確認
	編集装置端末	編集動作確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(2) 災害対策本部総合対策部室

区分	機器名	点検内容
表示部	15型マルチスキャンディスプレイ	画像歪、大きさ、位置等の調整清掃
	9型ビデオモニタ	明るさ、色相、クロマ等の調整、清掃
	タッチパネル(10.4TFT)	保護シート、バックライト動作確認・必要交換等
	AV制御インターフェイス	各種動作確認
	カメラリモコン	各種操作の確認、調整等
	主電源ユニット	動作確認、EMG時の確認
	操作卓(接続ケーブル含)	清掃等
その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等	
音響部	ハウリングサプレッサ	各設定値の確認
	ワイヤレスチューナ	周波数値の確認
	ミキシングアンプ	各設定値(音量、音質)の確認
	主電源ユニット	動作確認、EMG時の確認
	音声変換器(B-UB)	清掃、動作確認
	天井スピーカ	音量確認
	ワイヤレスアンテナ	清掃、動作確認
	ワイヤレスマイク	清掃、動作確認
その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等	
映像ソース部	コンポジットAVマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	RGBマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	同期マトリクススイッチャ	清掃、動作確認
	マルチスキャンコンバータ	各ウィンドウサイズの設定調整(サイズ、位置)
	CATVチューナ	各チャンネル値確認、動作確認
	分配器	清掃、動作確認
	デジタル4分割ユニット	清掃、動作確認
	デジタルビデオビューア	動作確認、必要部品交換
	地図カメラ	リモコンユニットでの動作確認、清掃
	ドームカメラ	清掃、動作確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(3) 災害対策本部会議室

区分	機器名	点検内容
表示部	マルチビデオプロジェクタ	画質、信号設定値、各種設定値調整、清掃、必要部品交換
	スクリーン、金具類	清掃、固定部確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等
操作部	カラーディスプレイ	画像歪み、大きさ、位置調整、清掃
	カラービデオモニター	明るさ、色相、クロマ等の調整、清掃
	タッチパネル(10.4TFT)	保護シート、バックライト動作確認・必要交換等
	AV制御インターフェイス	各種動作確認
	VTR	清掃、動作(録画、再生等)確認
	映像信号分配器	清掃、動作確認
	映像信号切替器	清掃、動作確認
	主電源ユニット	動作確認、EMG時の確認
	カメラコントローラ(CCU)	清掃、動作確認
	操作卓(接続ケーブル共)	清掃
その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等	
音響部	ワイヤレスチューナ(4波)	周波数値の確認
	ミキシングアンプ	各設定値の確認(音質、音量)
	ハウリングサプレッサ	各設定値の確認
	音声信号分配器	清掃、動作確認
	主電源ユニット	動作確認、EMG時の確認
	ファンタム電源	清掃、動作確認
	変換器(B-UB、UB-B)	清掃、動作確認
	天井埋込スピーカ	音量確認
	ワイヤレスアンテナ	清掃、動作確認
	ワイヤレスマイク	清掃、動作確認
	バウンダリーマイク	清掃、動作確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等
映像ソース部	コンポジットAVマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	RGBマトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	同期マトリクススイッチャ	清掃、動作確認、パネル及び単体確認
	機器制御インターフェイス	清掃、動作確認(各データバックアップ)
	カラービデオカメラ	各動作確認(録画、再生)、画質調整等
	CATVチューナ	各チャンネル値確認、動作確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(4) 県庁講堂

区分	機器名	点検内容
映像伝送装置	光変復調器	清掃、動作確認
	シンクジェネレータ	清掃、動作確認
	ラインコンバータ	清掃、動作確認
	講堂映像確認	講堂映像系統等確認
	講堂音声確認	講堂音声系統等確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(5) 県庁無線室

区分	機器名	点検内容
映像伝送装置	八木型空中線	固定部、損傷確認等の確認
	無線LAN ODU(AP)	動作確認
	無線LAN IDU(AP)	動作確認
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

2 テレビ会議システム

(1) 県庁統制局

区分	機器名	点検内容
映像伝送装置	ミーティングサーバ	各設定値確認、動作確認、清掃
	レコーディングサーバ	各設定値確認、録画動作確認、清掃
	専用固定端末	各設定値確認、動作確認、清掃
	映像確認	相互映像確認(支部局、市町村、消防局)
	音声確認	相互音声確認(支部局、市町村、消防局)
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(2) 災害対策本部会議室

区分	機器名	点検内容
テレビ会議システム	専用固定端末	各設定値確認、動作確認、清掃
	映像確認	相互映像確認
	音声確認	相互音声確認

(3) 知事公舎

区分	機器名	点検内容
テレビ会議システム	専用固定端末	各設定値確認、動作確認、清掃
	液晶テレビ	画像歪、大きさ、位置等の調整、清掃
	ミキサー	各設定値確認、動作確認、清掃
	4chパワーアンプ	各設定値確認、動作確認、清掃
	エコーキャンセリングマイク(4個)	動作確認、清掃
	ビデオエクステンダ(HDMI-LAN)	動作確認、清掃
	ビデオエクステンダ(RGB-LAN)	動作確認、清掃
	映像確認	相互映像確認(統制局)
	音声確認	相互音声確認(統制局)
	その他	清掃、固定部、コネクタ、ケーブル確認、動作確認等

(4) 支部局・消防本部・市町村

区分	機器名	点検内容
テレビ会議システム	エンドポイント	各設定値確認、動作確認